

府中市道路等包括管理事業について

府中市 都市整備部 道路課長補佐(兼)インフラマネジメント担当副主幹 なおい ひでのり
直井 秀典

1. インフラマネジメントとは

府中市では、市民生活の根幹を担う施設である、道路、橋梁、公園、下水道などの都市基盤施設（以下、「インフラ」という）の多くを高度経済成長期を中心に整備し、安全性を欠くことなく管理してきた。しかし、これらのインフラの老朽化が徐々に進行する中で、インフラ管理に係る費用は年々増加していくため、厳しさを増す本市の財政状況では、今後、これまでと同様に管理し続けていくことが大変難しいことが想定されている。

「府中市インフラマネジメント白書（平成 24 年 10 月）」において、インフラの現状調査を実施した上で、既存の管理方法のまま現在の水準を維持するための費用を試算したところ、年間 5.76 億円（下水道を含む場合は、年間 26.06 億円）の費用が不足することが明らかとなり、インフラの安全性の継続と適切なコスト管理を目的とした、インフラマネジメントを構築する必要性が出てきた。

このような背景から、本市では先行して検討を始めていた公共施設マネジメントと並行し、インフラ管理の長期的な方向性を示す、「府中市インフラマネジメント計画（平成 25 年 1 月）」を策定し、

取組を進めてきた。

現在、更新された白書である「府中市インフラマネジメント白書（2017 年度）」においては、同様の試算により、年間 7.84 億円（下水道を含む場合は、年間 33.14 億円）の費用が不足することが明らかになっており、大きな流れとしては変更がない状況にある。こうしたことから、この白書を基に改定した計画である「府中市インフラマネジメント計画（2018 年度）」を策定した上で、継続して取組を進めている。

2. 道路等包括管理事業の変遷

府中市インフラマネジメント計画の取組の一つである「道路等包括管理事業」とは、舗装の補修や街路樹剪定などの異なる業務を一括して複数年度契約で事業者へ委託し、合わせて事務処理方法

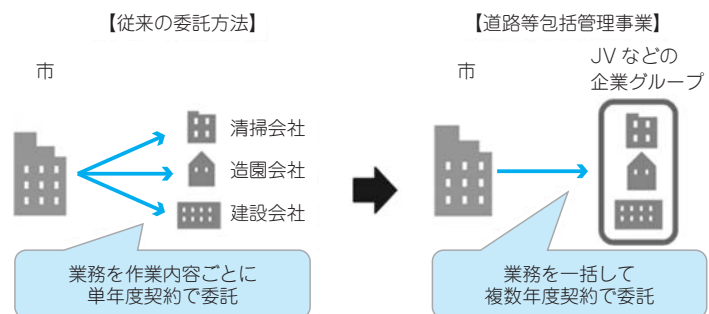


図-1 道路等包括管理事業のイメージ

の見直し及び効率化を行うとともに、性能発注の手法を取り入れることで民間事業者のノウハウを活用し、市民サービスの向上及び管理経費増大の抑制を図ることを目的とする事業である(図-1)。

この取組は全国でもあまり事例がないことから、本市では、試行的に区域や業務を限定して行う手法を採用してきた(図-2)。

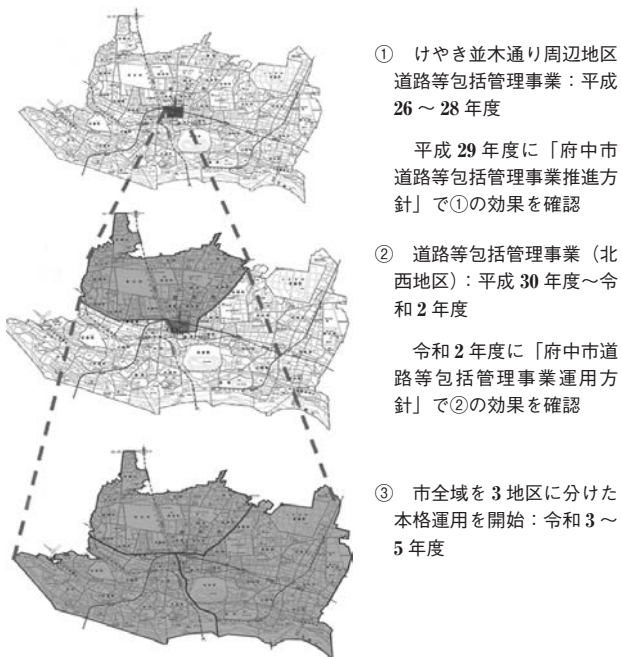


図-2 包括の変遷

3. 道路等包括管理事業(全域1期)

令和3年度からは、道路等包括管理事業(全域1期)(以下、「全域1期」という)の名称で、事業期間を3年間とし、対象区域は市内全域を3地区に分割して運用を開始した(図-3)。

全域1期の受注者については、公募型プロポーザル方式により選定した。

応募者資格としては、対象業務一覧表(表-1)の項目に掲げる各業務に対する要求水準書の内容を満たし、かつ募集要項に示す11要件を満たす『1社の企業(団体)又は「企業又は団体によって構成する企業又は団体(以下、「構成企業等」という)』とした。

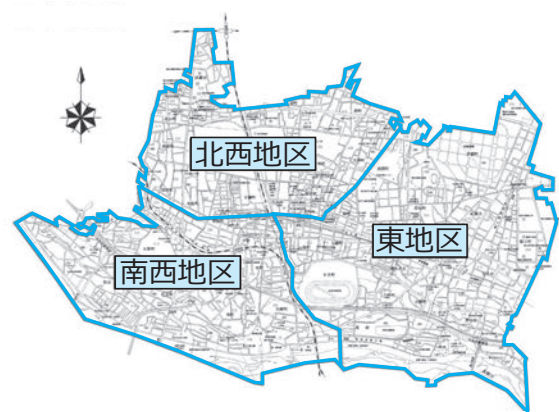


図-3 3地区分割図

募集要項に示した11要件については、市内事業者の参画を念頭に

- (1) 1社の企業(団体)または構成企業等は、東京都内に本店または支店を有すること
- (2) 1社の企業(団体)の場合、各業務内容の再委託にあたっては、適切な管理業務の技術力、執行能力を十分に検討し、府中市建設業協会及び府中市造園業協会等に照会するなどして、市内の事業者の活用も検討すること
- (3) 構成企業等の場合、2社(団体)以上とし、府中市内に本店を有する企業または団体を1社(団体)以上含むこと。ただし、契約後やむを得ない事情により構成企業等が変更になる場合、市の承諾を得ることができれば、この限りではない。なお、各業務内容の再委託にあたっては、適切な管理業務の技術力、執行能力を十分に検討し、府中市建設業協会及び府中市造園業協会等に照会するなどして、市内の事業者の活用も検討すること
- (4) 構成企業等の場合、出資比率の最低限度については、表-2の基準を満たしていること。また、構成企業等を代表する企業の出資比率は構成企業中最大とし、市内企業の合計出資比率は25%以上となるようにすること。なお、契約後に事情により変更する場合においても、同様の出資比率とし、事前に市の承諾を得なければならない。ただし、出資比率の算定にコールセンター業務は含まないものとするなどの要件を設定した。

表－1 全域1期の対象業務一覧表

	業務項目	業務内容
総 価 契 約	統括マネジメント業務	業務計画書の作成 業務報告 定例会議、総合定例会議の開催 モニタリングの実施と報告 引継ぎ作業
	巡回業務	定期巡回 緊急巡回 府中警察署との合同パトロール
	清掃業務	道路清掃 歩道清掃 雨水樹の汚泥除去 除雪
	植栽管理業務	街路樹の剪定・除草（けやし並木通りのケヤキの剪定等を除く）
	害獣・害虫対応業務	害獣・害虫の対応
	道路反射鏡・案内標識・街区表示板管理業務	道路反射鏡の維持管理 案内標識の維持管理 街区表示板の維持管理
	補修・修繕業務	損傷箇所の補修・修繕（50万円未満）
	事故対応業務	事故対応
	災害対応業務	災害対応
	コールセンター業務 ※東地区が全体を統括する	市民からの要望相談受付、他2地区への連絡 ※他2地区はコールセンターからの連絡対応を行う
	要望相談対応業務	要望相談への対応
	占有物件管理業務	不法占有物対応の支援 不法投棄の現地状況確認及び原状回復
法定外公共物管理業務	法定外公共物の維持管理	
単 価 契 約	補修・更新業務	損傷箇所の補修・更新、清掃（50万円以上500万円未満） ※50万円未満は、総価契約（補修・修繕業務）に含む
	樹木剪定等業務	けやし並木通りのケヤキの剪定の他、市道や法定外公共物における倒木の処理、枯木の伐採、補植など、日常の維持管理に該当しない業務及び植栽管理に対する受注者からの提案に基づく業務

表－2 構成企業等の数と1社あたりの出資比率最低限度

	構成企業等の数	1社あたりの出資比率最低限度
ア	2社（団体）	30%以上
イ	3社（団体）	20%以上
ウ	4社（団体）	15%以上
エ	5社（団体）	12%以上
オ	6社（団体）	10%以上

※構成企業等の数が7社以上の場合は、市に確認すること。
※構成企業団体の数に上限はないものとする。

また、対象業務は全地区（東地区・南西地区・北西地区）共通とし、業務内容の詳細は要求水準書に示す形とした。コールセンター業務については、東地区が全体を統括し、他2地区（南西地区・北西地区）はコールセンターからの連絡対応の業務を行うこととした。契約内容は、要求水準

書に基づき受注者の判断で行う「総価契約」と、1カ所の施工金額として50万円以上のものについては、市の判断・指示により受注者が実施する「単価契約」に分けている。

4. 全域1期における課題

全域1期の運用中には、事業をより良くするために、事業者へのモニタリングや自治会アンケートを行うなど、さまざまな課題の抽出・改善を図ってきた（表－3）。中でも大きな課題として挙げられたものに、除草の問題があった。昨今の異常気象等の影響もあり、全域1期の要求水準にある年間3回の除草では、市民の満足度が向上しな

表-3 自治会アンケート集計結果

	道路の舗装	街路樹・植栽	道路の清掃	道路附属物
令和元年度調査	85.6%	80.1%	86.3%	—
令和4年度調査	86.6%	75.9%	85.1%	83.9%
増減比	1.0%	△4.2%	△1.2%	—

(令和4年11月に実施)

いことが判明している。

また、本事業の根幹となる性能発注によって、発注者側の意図と受注者側の意識に乖離が生じ、現場対応における混乱を招くといった事象や法定外公共物管理業務における線引きが市民に分かりにくい部分がある等、改善を図るべき事象が見つかった。

5. 道路等包括管理事業（全域2期）に向けて

市としては、全域1期において見えてきた課題を解決する形でさまざまな改善を行い、令和6年度以降の事業継続に向け、道路等包括管理事業（全域2期）（以下、「全域2期」という）の制度

表-4 全域2期の対象業務一覧表

	分類	業務項目	業務内容		
総価契約	マネジメント業務	1. 統括マネジメント業務	① 業務計画書の作成 ② 業務報告 ③ 定例会議の開催 ④ モニタリングの実施と報告 ⑤ 引継ぎ作業		
		2. 巡回業務	⑥ 定期巡回 ⑦ 緊急巡回 ⑧ 府中警察署との合同パトロール		
		3. 事故対応業務	⑨ 事故対応		
		4. 災害対応業務	⑩ 災害対応		
		5. コールセンター業務	⑪ 市民等からの要望相談受付 ※東地区が全体を統括し、他地区へ連絡。他地区はコールセンターからの連絡対応を行う		
		6. 要望相談対応業務	⑫ 要望相談への対応		
	舗装 構造物 植栽 清掃	7. 補修・修繕業務	⑬ 損傷箇所の補修・修繕（50万円未満）		
		道路	8. 道路反射鏡・案内標識・街区表示板管理業務	⑭ 道路反射鏡の維持管理 ⑮ 案内標識の維持管理 ⑯ 街区表示板の維持管理	
			植栽	9. 植栽管理業務	⑰ 街路樹の定期剪定業務（けやき並木通りのケヤキの剪定等を除く） ⑱ 除草（植栽樹、街渠、ILBの隙間等）
				10. 害獣・害虫対応業務	⑲ 害獣・害虫の対応
		11. 法定外公共物・水路管理業務	⑳ 法定外公共物、廃滅水路、用水路の除草等の維持管理		
		清掃	12. 清掃業務	㉑ 道路清掃 ㉒ 歩道清掃 ㉓ 雨水桝内の汚泥除去（浚渫） ㉔ 除雪	
			13. 占用物件管理業務	㉕ 不法占用物対応の支援 ㉖ 不法投棄の現地状況確認及び原状回復	
単価契約	維持・工事	新設・補修・更新業務	新設・補修・更新業務（50万円以上500万円未満） ※50万円未満は、総価契約（補修・修繕業務）に含む		
	街路樹	樹木剪定等業務	けやき並木通りのケヤキの剪定の他、市道や法定外公共物・用排水路における倒木の処理、枯損木の伐採、補植など、日常の維持管理に該当しない業務及び植栽管理に対する受注者からの提案に基づく業務		

設計を再構築するにあたり、府中市道路等包括管理事業運用方針（以下、「運用方針」という）の改定を行った。

事業期間は、よりスケールメリットを発揮できるように5カ年とした。

対象区域は、事業の成熟を見越して全域1期と同様とした。

対象業務は、全域1期と同様に、性能発注の考え方を取り入れた総価契約と仕様発注である単価契約を併合した契約としたが、全域1期での状況を踏まえ、業務効率の改善を図ることで更なる市民満足度の向上につなげていくため、「用水路の除草等の維持管理」を総価契約に、「道路反射鏡の新設」を単価契約に、新たに組み込むこととし

た（表-4）。

また、特に市民からの要望が多かった除草に関しては、良好な沿道景観を年間通して維持することが難しかった現状がある。そのため、全域2期では今まで以上に予防保全型管理に重点を置いた運用とすることから、年4回の措置を原則とし、基本方針として「予防保全型管理の推進」を掲げ、年間を通して良好な沿道景観の維持を図っていく。

更には、事業者側からの要求水準書の表現が分かりづらいという声に応えるため、全域1期の経験を活かして、要求水準書の文言修正や対応例を写真で掲載するなどの運用面の改善も図っていく（写真-1）。



標識に掛かる高木剪定



乗入れ部の刈込



除草（作業前）



除草（作業後）



草刈り（作業前）



草刈り（作業後）

写真-1 全域1期で要望相談等のあった例①



車止め周りの雑草



隙間から生える雑草

写真-1 全域1期で要望相談等のあった例②

6. 今後の展望

令和6年度から、全域2期が5年間の事業期間で始まろうとしている。全域1期での3年間で得た経験を活かし、発注者である府中市と受注者がともにWin-Winの関係となり、市民の満足度が向上するとともに、市民の安全性を将来にわたり確保していくことが、この事業の第一の目的である。これまでの段階を経て、蓄積された情報量は相当なものとなっている。今後は、この情報を細部まで分析し、実際の事業にしっかりと活かして

いく時期にきていると考えている。

そのような中、府中市では事業者の意欲向上のためにも、インセンティブ付与の仕組みを導入すること等を検討している。これは、全域2期において、良い結果をもたらした企業については、次の事業者選定時の評価への反映を検討するものである。令和6年度の数値及び全域1期の数値等を踏まえて、基準点を設定し、府中市が事業期間内に評価をしていく形を想定している（表-5）。この新しい取組については、有効性を見極めた上で適切に導入を行い、インフラの適切な管理につなげていきたい。

表-5 指標連動方式の対象工種と評価指標（予定）

業務項目	業務内容	評価指標	データの計測・報告方法
植栽管理 業務	街路樹の定期 剪定業務	発見率（巡回による発見数 / (巡回による 発見数 + 要望相談受付件数)）	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回による発見数 ・要望相談受付件数を記録し定期報告書で報告 ・完了報告書で合計値を報告
	除草		
補修・修繕 業務	損傷箇所 の補修・修繕（舗装）		
清掃業務	道路清掃 歩道清掃		